

新たな主観点項目の加点に必要な手続きについて

京都府建設交通部
指導検査課

平成23年度格付において追加する「建設業労働災害防止協会への加入」及び「不当要求防止責任者の選任届出及び講習受講」の各主観点項目について加点を希望する場合には、以下のとおり所定の手続きを行った上で、平成22年11月に実施する「平成23・24年度京都府建設工事競争入札参加資格審査申請の定期受付（以下「定期受付」という。）」において、必要書類を提出する必要があります。

ただし、平成22年11月に実施する定期受付については、手続きを行うための準備期間が短いことから、併せて特例措置を設けることとしています。

1 建設業労働災害防止協会（京都府支部）への加入（10点加算）

建設業労働災害防止協会は、労働災害防止団体法に基づいて設立された厚生労働省の認可法人であり、同協会京都府支部では、京都労働局及び労働基準監督署の指導の下、労働災害防止に向けて自主的な活動を推進しています。また、京都労働局登録技能講習機関として、各種作業主任者等働く人々の資格取得に努めています。

（1）協会加入の手続き

事業所の所在地を所管する同協会京都府支部分会に加入申請をしてください。

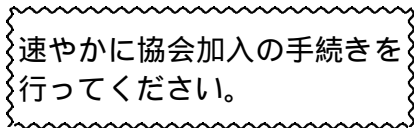
〔加入手続きに関するお問い合わせ先〕

建設業労働災害防止協会京都府支部

電話 075-231-6587

（ホームページ）<http://homepage2.nifty.com/KYO-KENSAI/index.html>

（2）定期受付時の提出書類等

	定期受付時の提出書類	定期受付後の手続き
原則	定期受付時に加入が済んでいる場合 会員証明書の写し （同協会京都府支部発行分）	
特例 （今回のみ）	加入に係る意思表示書 （様式は府が作成） 	<u>平成23年1月31日まで（必着）</u> に会員証明書の写しを所管土木事務所（府外建設企業は指導検査課あて）に提出 期限内に提出がなければ加点されません。

（注意事項）

組合等による団体加入の場合は、当該団体のみに加点し、各構成員については加点しません。

府外建設企業については、府内にある建設業許可を有する営業所が同協会京都府支部に加入している場合に加点されます。

2 不当要求防止責任者の選任届出及び講習受講（10点加算）

不当要求防止責任者講習とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に基づき、事業者が不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）を選任し、公安委員会（警察署）へ届け出ることにより、公安委員会が責任者に対し、暴力団からの不当要求に対処するための必要な知識、技能を習得させることを目的として実施するものです。

なお、公安委員会では、講習を受講した責任者について、概ね3年に1回「定期講習」を受講することを推奨しています。

（1）選任届出及び講習受講の手続き

主観点項目として新たに追加することにより、講習受講の申込みが集中すると考えられるため、別途、建設企業向けに講習日を設定する予定です。受講の手続き及び講習日程につきましては、平成22年10月上旬を目途に改めて下記ホームページ上でお知らせしますので、加点を希望する場合は必ず御確認ください。

〔京都府ホームページ〕 <http://www.pref.kyoto.jp/shimei/index.html>

（2）定期受付時の提出書類等

	定期受付時の提出書類	定期受付後の手続き
原則	定期受付時までに受講を完了し、受講修了書を受領している場合	受講修了書の写し (平成19年4月以降に京都府公安委員会が発行した受講修了書に限る)
特例 (今回のみ)	定期受付時までに受講修了書を受領していない場合	平成23年1月31日まで(必着)に受講修了書の写しを所管土木事務所(府外建設企業は指導検査課あて)に提出 期限内に提出がなければ加点されません。

（注意事項）

不当要求防止責任者は、常用雇用されている方を対象としますので、その確認をする書類として、健康保険・厚生年金保険「被保険者標準報酬決定通知書」 健康保険被保険者証 雇用保険被保険者証 の写しのいずれかを提示いただきます。

(ただし、 については、健康保険及び厚生年金保険の適用除外事業所に限ることとし、源泉徴収簿及び領収済通知書又は賃金台帳及び出勤簿を併せて御用意ください。)

府外建設企業については、府内にある建設業許可を有する営業所において不当要求防止責任者を配置し、京都府公安委員会（講習実施受託団体：(財)京都府暴力追放運動推進センター）が実施する講習を受講している場合に加点となります。

お問い合わせ先

京都府建設交通部
指導検査課調整担当
電話 075-414-5225